



HOTEL
RIDGE
NARUTO PARK HILLS

宿泊約款



HOTEL
RIDGE
NARUTO PARK HILLS

ホテルリッジ

〒771-0367 徳島県鳴門市瀬戸町大島田字中山1-1
TEL.088-688-1212 FAX.088-688-1211
<http://www.hotel-ridge.co.jp>

第 1 条 (適用範囲)

- 1.当ホテルがお客様との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
- 2.当ホテルが、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

第 2 条 (宿泊契約の申込み)

- 1.当ホテルに宿泊契約の申込みをしようとする方は、旅館業法第6条に、基づき次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。
 - (1) 宿泊者名
 - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
 - (3) 泊料金(原則として別表第1の基本宿泊料による。
 - (4) その他当ホテル(館)が必要と認める事項
- 2.お客様が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

第 3 条 (宿泊契約の成立等)

- 1.宿泊契約は、当ホテルが前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。
- 2.前項の規定により宿泊契約が成立したときは、当該宿泊契約にかかる全宿泊期間の宿泊料金を、宿泊開始前までにお支払いいただきます。
- 3.次の各号に定める事由が生じたときは、当ホテルは、当該お客様にかかる申込みを、実際には宿泊する意思がないにもかかわらず申込みがなされたものとして取扱うことができるものとし、宿泊契約はその効力を失うものとします。
 - (1) 前項の宿泊料金を同項の定めにより宿泊開始前または当ホテルが指定した日までにお支払いいただけないとき。
 - (2) 前条1項に基づきお申し出のあった連絡先への連絡を試みても、最初の連絡をした日から起算して10日(但し、宿泊日当日までの日数がこれに満たない場合は、宿泊日当日の15時まで)に連絡がとれないとき。
 - (3) 当ホテルからの連絡を拒否されたとき。
- 4.前項(2)及び(3)に該当する場合、受領済みの宿泊料金の返還は致しかねます。ただし、申込金の支払期日を指定するにあたり、当ホテルがその旨をお客様に告知した場合に限ります。

第 4 条 (申込金の支払いを要しないこととする特約)

- 1.前条第2項の規定にかかわらず、当ホテルは、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
- 2.宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当ホテルが前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

第 5 条 (宿泊契約締結の拒否)

- 1.当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
 - (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
 - (2) 満室(員)により客室の余裕がないとき。
 - (3) お客様が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認めるとき。
 - (4) お客様が、次のイからハに該当すると認められるとき。
イ暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という)、同条第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
ロ暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
ハ法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
 - (5) お客様が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - (6) お客様が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
 - (7) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - (8) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。



第 6 条 (お客様の契約解除権)

- 1.お客様は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。
- 2.お客様が前項により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合、別表第2に掲げるところにより、違約金をお支払いいただきます。
- 3.お客様が連絡をしないで宿泊日当日の到着予定時刻になっても到着しないときは、当ホテルは、その宿泊契約はお客様により解除されたものとして処理することができるものとします。

第 7 条 (当ホテルの契約解除権)

当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

- (1)お客様が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行をしたと認められるとき。
- (2)お客様が次のイからハに該当すると認められるとき。
イ暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
ロ暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
ハ法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
- (3)お客様が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (4)お客様が伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (5)宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (6)天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
- (7)都道府県条例に規定する場合に該当するとき。
- (8)寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る)に従わないとき。

第 8 条 (宿泊の登録)

- 1.お客様は、宿泊日当日、当ホテル(館)のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。
 - (1)宿泊客の氏名、年齢、性別、住所及び職業
 - (2)外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
 - (3)出発日及び出発予定時刻
 - (4)その他当ホテル(館)が必要と認める事項
- 2.宿泊客が第12条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを提示していただきます。

第 9 条 (客室の使用時間)

- 1.お客様が当ホテルの客室を使用できる時間は、午後15時から翌日正午までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
- 2.当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の便用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けれます。

(1)超過2時間まで	宿泊料金の20%
(2)超過2時間を超え3時間まで	宿泊料金の30%
(3)超過3時間を超えた場合	宿泊料金の全額(但し空室がある場合に限る)

第 10 条 (利用規則の遵守)

お客様は、当ホテル内においては、当ホテルが定めた利用規則に従っていただきます。

第 11 条 (営業時間)

- 1.当ホテルの主な施設等の営業時間は次のとおりといたします。
 - (1)フロントサービス時間: 24時間
 - (2)飲食等(万里荘・ダイニング)サービス時間:
朝食 午前07時30分から午前10時30分迄
夕食 午後06時から午後10時迄
 - (3)カリフォルニアテーブル(午前11時から午後17時 月曜日定休日 予約状況により変更の場合があります)
 - (4)浴場 午前7時から11時、午後3時から11時
 - (5)エステ 午後2時から午後10時
- 2.前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更する場合がございます。

第 12 条 (料金の支払い)

- 1.お客様が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。
- 2.前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当ホテルが認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当ホテルが請求した時、フロントにおいて行っていただきます。
- 3.当ホテルがお客様に客室を提供し、使用が可能になったのち、お客様が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けれます。

第 13 条 (当ホテルの責任)

- 1.当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
- 2.当ホテルは、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しておりますが、保険契約上お客様の被った損害が填補されない場合がございます。

第 14 条 (契約した客室の提供ができないときの取扱い)

- 1.当ホテルは、お客様に契約した客室を提供できないときは、可能な限り同一条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。
- 2.当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料をお客様に支払いいたします。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いいたしません。

第 15 条 (寄託物等の取扱い)

- 1.お客様がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときそれが、不可抗力である場合を除き、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当ホテルがその種類及び価額の明告を求めた場合であつて、お客様がそれを行わなかったときは、当ホテルは10万円を限度としてその損害を賠償します。
- 2.お客様が、当ホテル内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品であつてフロントにお預けにならなかったものについて、当ホテルに故意又は重大な過失がある場合を除き、10万円を限度として当ホテルはその損害を賠償します。

第 16 条 (お客様の手荷物又は携帯品の保管)

- 1.お客様の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って保管させていただきます。
- 2.お客様がチェックアウトしたのち、お客様の手荷物又は携帯品で貴重品が当ホテルに置き忘れられていた場合において、当ホテルでの発見日を含め7日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。また、飲食物及び雑誌並びにその他の廃棄物に類するものについては、チェックアウトの翌日までにご連絡がない場合には、当ホテルにて任意に処分させていただきます。
- 3.当ホテルは、置き忘れられた手荷物又は携帯品について、内容物の性質に従い適切な処理を行うため、その中身を任意に点検し、必要に応じ、遺失者への返還又は前項に従った処理を行うことができるものとし、宿泊客がこれに異議を述べることができないものとします。
- 4.第1項及び第2項の場合におけるお客様の手荷物又は携帯品の保管についての当ホテルの責任は、当ホテルに故意又は重大な過失のある場合を除き、1万円を限度としてその損害を賠償します。



第18条 (駐車責任)

お客様が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当ホテルの故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

第19条 (宿泊客責任)

お客様の故意又は過失により当ホテル(館)が損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

第20条 (客室清掃)

- 1.お客様が2泊以上連続して同一の客室に宿泊される場合、当該客室の清掃は、原則として毎日行わせていただきます。
- 2.お客様から清掃は不要である旨のお申出を受けた場合であっても、法令及び都道府県条例等の趣旨に鑑み、少なくとも3日経過ごとに1回、客室の清掃を行わせていただくものとします。但し、当ホテルが必要と認める場合には、随時客室の清掃ができるものとします。

第21条 (約款改定)

この約款は、必要に応じて随時改定することができるものとします。
この約款が改定された場合、当ホテルは、改定後の約款の内容及び効力発生日を当ホテルのホームページもしくは客室内に掲出するものとします。

別表第1 宿泊料金内訳

		内訳
お客様の支払うべき総額	基本宿泊料金	①基本宿泊料(室料(及び室料+夕食・朝食等の飲食料)) ②サービス料(① X 10%)
	追加料金	②サービス料(① X 10%) ④サービス料(③ X 10%)
	宿泊料金	イ消費税 ロ入湯税

1.基本宿泊料金はパンフレットに提示する料金表によります。

別表第2 違約金

	不泊	当日	前日	2日前	3日前	7日前
宿泊違約金	100%	100%	50%	30%	30%	10%

- 1.%は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。
- 2.契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分の違約金をお支払いいただきます。

利用規則

当ホテルは、お客様に安全・快適なご利用をいただくためと、ホテルの持つ公共性を保持するため、宿泊約款と一体となる下記の規則を定めております。この規則に違反したときは、宿泊約款第6条の規定により、宿泊契約を解除することがあります。

- 1.契約人数を超えての客室利用は、原則禁止致します。
申出なく契約人数を超えての利用が発覚した場合は、その超過利用を請求致します。
- 2.当ホテル内での次に定める行為は固く禁止しております。
 - (1)暖房用、炊事用の火器及び当ホテルの貸出品以外のプレス用のアイロンその他の電化製品の使用
 - (2)ベッド、その他の火災が発生しやすい場所及び当ホテル所定の場所以外での喫煙
 - (3)放歌高吟等の喧騒行為、異臭放散その他第三者に嫌悪感や迷惑を及ぼしたりする行為
 - (4)次に定める物品の持ち込み
 - (イ)動物、鳥類等(盲導犬等を除く。)
 - (ロ)覚醒剤、麻薬類等、法令により所持を禁止されている薬品類
 - (ハ)発火又は引火しやすい火薬や揮発油類及び身体に害を及ぼす危険性のある薬品
 - (ニ)許可証のない銃砲、刀剣類及びこれらの類似品
 - (ホ)著しく多量もしくは重量のある物品
 - (ヘ)悪臭を発生するもの
 - (ト)ごみ及び客室の衛生を妨げる物品
 - (チ)当ホテル内での使用を目的とした電化製品及び調理器具等の物品
 - (リ)その他当ホテルが客室への持ち込みを禁止することとした物品
 - (5)公序良俗に反する行為
 - (6)他のお客様にチラン、ビラその他の広告物を配布する行為
 - (7)館内の諸設備及び諸物品の移動、加工、持ち出し、及び本来の用途以外の目的での使用
 - (8)客室以外の場所での所持品の放置
 - (9)客用以外の施設への立ち入り
 - (10)当ホテルが許可する施設以外から飲食物等の出前を取ること
 - (11)浴室内及び大浴場内での染毛・漂白剤等の使用
 - (12)客室内でお香などを焚く行為
 - (13)営利を目的とした活動
 - (14)その他当ホテル内での安全及び衛生の妨げとなる全ての行為
 - (15)入れ墨(タトゥーシール等によるものを含みます)を施された方の大浴場の利用はお断り致します。
- 3.客室内での次に定める行為は固く禁止しております。
 - (1)宿泊を目的としない利用
 - (2)外来者との客室での面会
 - (3)客室の窓に写真、ポスターを貼付し、その他ホテルの外観を損なう物品を掲示すること
- 4.客室ルームキーを紛失した場合は、鍵交換工事に要する費用の全額を申し受けます。

付 則

この宿泊約款及び利用規則は、平成30年4月1日(以下、「適用開始日」といいます。)から適用します。但し、適用開始日の前日までに既に成立していた宿泊契約については、旧宿泊約款及び利用規則を適用するものとします。